

くるめクリーンパートナー 第12号 くるめクリーンパートナー ニュースレター



発行：久留米市環境政策推進課
発行日：平成19年8月

～ はじめに ～

今年の夏も暑い日が続いていますが、クリーンパートナー会員の皆さんいかがお過ごしでしょうか？

「くるめクリーンパートナー」制度は、今年で6年目を迎えます。活動団体は年々増えて、平成19年7月末現在で273団体・個人、登録者数は10,248人となり、1万人を突破しました。これもひとえに会員の皆さんの努力のたまものであり、皆さんの活動を通じてクリーンパートナーの存在が周知され、市民の皆さんの環境美化に対する意識も向上していると市では考えています。日頃の活動にお礼申し上げます。

今後もクリーンパートナーの制度をより周知し、市民・事業者の皆さんと行政が一体となった環境美化活動の推進に努めていきます。

☆☆☆ 平成18年度活動報告・アンケートの集計結果 ☆☆☆

先日ご提出いただいた皆さんの平成18年度活動報告の集計結果をお知らせします。日頃の活動状況や率直なご意見を多数お寄せいただきましてありがとうございました。

○平成18年度活動結果報告

<月別延べ活動人数>

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
3,600	3,932	4,060	4,022	3,881	4,213	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3,978	3,695	3,590	2,472	2,479	3,160	43,082

<ごみの収集量(クリーンパートナー専用袋使用分)>

燃やせるごみ … 9,681袋

燃やせないごみ … 4,488袋

<その他>

◇情報提供

- ・不法投棄、放置自転車の情報(6件)
- ・公園の不備等、管理について(2件)

◇意見、要望

- ・用具の充実、補充について(10件)
- ・ポイ捨て対策について(7件)
- ・喫煙者などのマナーについて(9件)
- ・除草について(5件)
- ・犬のフン放置対策の強化について(4件)
- ・違法広告物撤去について(2件)
- ・ポイ捨て対策看板設置について(1件)
- ・屋台の営業後のごみの散乱について(1件)
- ・ホームレスの私物の散乱について(1件)
- ・美化条例による罰則の強化について(1件)



♪♪♪ ご質問・ご要望にお答えします！ ♪♪♪

活動報告書では、皆さんからご質問・ご要望などもたくさんお寄せいただきました。いくつかご紹介し、回答します。

自転車、冷蔵庫などの不法投棄があるので困っています。

→市有地の不法投棄物については、管理者に連絡し、対応していただくようお願いいたしますので、市役所14階の環境部環境政策推進課又は各総合支所環境課にご連絡ください。

なお、民有地については、土地の所有者や管理者の責任で処理しなければなりません。日頃から適正に管理し、ごみを捨てられないよう、十分にご注意ください。

- 帽子、軍手を人数分支給してほしい。
- ごみ袋や用具の貸与の方法を再度説明してほしい。
- 道路作業中危ないのでベストを貸与していただけませんか？

→クリーンパートナー活動に必要なごみ袋に不足があれば、市役所14階の環境部環境政策推進課又は各総合支所環境課にお尋ねください。用具も皆さんが活動する際に必要と思われる分についてはできる限り対応したいと思いますが、品物の在庫状況により、すぐに対応できないものもあります。ご了承ください。



公園のトイレのドアが壊れています。どちらに連絡すればよろしいですか？

→公園に関するお問い合わせは、公園担当の久留米市都市建設部公園土木管理事務所及び各総合支所建設課にご連絡ください。

◇連絡先◇

都市建設部公園土木管理事務所（[直通](tel:0942-32-2185)TEL0942-32-2185）

田主丸総合支所建設課（[代表](tel:0943-72-2111)TEL0943-72-2111）北野総合支所建設課（[代表](tel:0942-78-3551)TEL0942-78-3551）

三潴総合支所建設課（[代表](tel:0942-62-2111)TEL0942-62-2111）城島総合支所建設課（[代表](tel:0942-64-2311)TEL0942-64-2311）

拾い集めたごみをボランティアごみ袋に入れて出しましたが、中身が家庭のごみと勘違いされ、収集の方が持って行きませんでした。

→ルールを守って排出しているにも関わらず、収集していない場合は、環境政策推進課に知らせてください。適切に対処します。

また、ボランティアごみ袋の使用に関しては次のことを守ってください。

- ①ポイ捨てごみ等のボランティアで収集したごみだけを入れること
- ②指定の集積所に排出すること
- ③指定の時間に排出すること

排出されたごみ袋は収集担当が処理しますが、上記の事項が守られていない場合は収集しません。ルールを守らない団体や個人にはごみ袋の支給をしない場合もありますのでご了承ください。



違法広告物、立看板が多く、困っています。

→違法広告物や立看板の撤去については、管理者に連絡し、対応していただくようお願いいたしますので環境部環境政策推進課まで連絡してください。



ごみ袋が毎回多数あるので、いったん持ち帰り、また、収集日に集積所に出すことは大変負担です。どうにかありませんか？

→収集日前日に作業し、ごみ袋を分散して持ち帰り、収集日に出したりなどの工夫で対応していただくようお願いしています。上で述べたクリーンパートナー専用ごみ袋の使用ルールの順守に、ご協力をお願いします。

- ニュースレターの活動紹介を見て、環境美化が広まっているのを知り、地域が美しくなるよう、一層励みたいです。
- 私がクリーンパートナーを始めて、中学校の先生達、学生さんがごみを拾うようになりました。一人ひとりの心遣いが大切と思います。自分の町は自分たちでキレイにしたいと思います。
- 活動するたびにごみが減っているのが分かり、とてもうれしく感じます。

→活動地域によって意見は様々ではありますが、このような意見が多くあることは、事務局一同とてもうれしく思います。皆さんの活動を通じてクリーンパートナー制度が周知され、また、きれいになった場所は、ポイ捨ての抑止効果につながり、まちがどんどんきれいになっていきます。これからも皆さんの活動によってまちがきれいになる様子を感じていけたら良いですね。



≫≫≫ 事務局からのお知らせ ≪≪≪

【看板設置等について】

登録届出時等、希望する団体については活動標示板を設置してきましたが、台風の被害、老朽化等で撤去されていたり、団体名が消えている状況です。今回のニュースレター配布に当たり、団体名のシールを同封していますので、必要に応じて張り直してください。また、標示板を撤去した、又は、設置されているが、シールが同封されていないという場合はお知らせください。



なお、新たに標示板の設置を希望する場合はお知らせください。

【環境美化促進条例の施行について】

5年6月に制定した久留米市環境美化促進条例を改正し、6月に施行しましたので、お知らせします。

今回の改正で、次の3点を新たに規定しました。

① たばこの吸い殻の散乱防止

歩行中や吸い殻入れがないときは喫煙をしないよう努め、たばこの吸い殻が散乱しないようにしなければならないこと

② 飼い犬等の糞の処理

動物の飼い主は、公共の場所や他人の土地をその動物の糞で汚さないよう努めなければならないこと

③ 空き地の適正管理

空き地の管理者は、空き地に雑草が繁茂したり、ごみが放置されたりすることのないよう適正に管理しなければならないこと

広報くるめ4月15日号等でも、お知らせしていましたが、改めて周知します。今後も皆さんと協働し、環境美化に努めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

このニュースレターは、くるめクリーンパートナー事業や、環境美化活動に参加されている皆さんの情報交換や交流の場などになることをめざしています。

今後のニュースレターでは、皆さんの活動状況や活動に対する思いなどを紹介していきたいと思います。

ご意見、ご要望、情報などをおよせいただくことで、より良い紙面づくりをしていきたいと思いますのでご協力をお願いします。

発行元

久留米市環境部環境政策推進課

〒830-8520 久留米市城南町15-3

TEL : 0942-30-9146 (直通) FAX : 0942 - 30 - 9715

e-mail : kansei@city.kurume.fukuoka.jp



その他問合せ先

久留米市田主丸総合支所環境課 TEL : 0943-72-2111 (代表)

北野総合支所環境課 TEL : 0942-78-3551 (代表)

三潁総合支所環境課 TEL : 0942-62-2111 (代表)

城島総合支所環境課 TEL : 0942-64-2311 (代表)